

志學館大学公的研究費運営・管理体制の点検及び不正防止計画

(趣 旨)

第1条 この計画は、「志學館大学公正な研究推進要綱」第16条第2項に基づき、志學館大学(以下「本学」という。)における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした補助金その他の公的研究費(本学一般研究費及び特別研究費を含む。以下「公的研究費」という。)の管理運営体制の検証及び不正防止のための取り組みに関し必要な事項を定める。

(不正防止計画推進部署)

第2条 公的研究費の不正使用防止の推進部署は不正防止委員会とし、運営会議をもって充てる。

2 不正防止委員会は、公的研究費の運営・管理に係る実態の把握及び検証、不正防止計画の策定、不正発生要因の改善等を行う。

(内部監査及び体制の点検)

第3条 公的研究費の執行に係る監査及びモニタリングは、公的研究費使用状況に関する内部経理監査及び不正防止のための体制点検とし、次のとおり実施する。

(1) 経理監査は、適正な事務処理状況の点検の見地から、総務課が年度途中及び年度終了後にそれぞれ実施し、結果を不正防止委員会に報告する。

(2) 前項の経理監査で不正に繋がるような問題点が判明した場合等、不正防止委員会は必要に応じて随時、不正防止のための体制点検を実施する。なお、体制点検は、不正に繋がるような問題が発生した時以外にも、随時実施するものとする。

2 内部監査の実施にあたっては、学園本部内部監査、監事監査、監査人監査とも連携して、不正発生要因や監査の重点項目等についての情報や意見の交換を行い、監査の実効性確保に努める。

(公的研究費使用体制の点検)

第4条 本学が、公的研究費管理運営体制の点検及び不正防止計画によって達成すべき上位目標(スーパーゴール)は、「志學館大学で公的研究費が正しく管理・運営され、不正使用が起こらない」に置く。

2 前項の上位目標の達成のために必要な点検項目は、別表第1に定めるとおりとし、不正防止委員会は前条第1項第2号の体制点検の際には、常にその妥当性を検証する。

(不正使用発生要因の分析)

第5条 継続的点検は、前条第1項の上位目標を達成できない(潜在的な場合を含む)理由を、前条第2項の点検項目ごとに問題点の有無を点検することによって行う。これを、問題発見型アプローチ(Negative analysis)という。

2 前項で問題点が発見された場合は、それらの問題点の発生原因となっている他の問題点の有無を検討することがある。

3 別表第1に対応する、本計画施行時の点検項目ごとの問題点の有無の検討結果は、別表第2のとおりとする。不正防止委員会は第3条第1項第2号の体制点検の際には、常にこれの妥当性を検証し、必要な場合、更新するものとする。

(不正防止計画の策定)

第6条 前条で検出された問題点が解決できた状態とする分析を行う。これを、解決策発見アプローチ(Positive analysis)という。

2 前項で得られた問題点が解決できた状態の実施計画を「不正防止計画」とし、別表第3に示す。

3 不正防止委員会は前条第3項により別表第2を更新した場合は、常にこれを更新するものとする。

附 則

この計画は、平成20年10月29日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年1月17日から施行する。